

議案第53号

関市ふれあいセンター条例の一部改正について

関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年5月10日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市鮎之瀬ふれあいセンターの設置に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

関市ふれあいセンター条例（平成5年関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
関市安桜ふれあいセンター	関市千年町2丁目18番地1
関市旭ヶ丘ふれあいセンター	関市仲町8番15号
関市桜ヶ丘ふれあいセンター	関市鋳物師屋5丁目2番30号
関市鮎之瀬ふれあいセンター	関市小瀬153番地
関市倉知ふれあいセンター	関市倉知927番地1
関市田原ふれあいセンター	関市西田原1426番地1
関市下有知ふれあいセンター	関市下有知3245番地32
関市富野ふれあいセンター	関市西神野144番地1
関市西部ふれあいセンター	関市小屋名110番地
関市西部ふれあいセンター別館	関市千疋196番地
関市洞戸ふれあいセンター	関市洞戸市場294番地5

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （準備行為）

- 2 市長は、施行日前においても、改正後の第2条に規定する関市鮎之瀬ふれあいセンターに係る使用許可申請の受付、指定管理者の指定その他の準備行為をすることができる。